

第3次日進市男女平等推進プラン（案）パブリックコメント実施結果

■意見募集期間 令和3年1月5日から令和3年2月4日まで

■意見提出者 9人

■提出意見数 50件

意見番号	頁	項目	意見の内容	市の考え方
1	1～2	第1章 1計画の背景 男女共同参画に関する年表	年表に2021年を追加したうえで、国の「第5次男女共同参画基本計画」、県の「あいち男女共同参画プラン2025」について記載をはいかがでしょうか	追加いたします。
2	3	第1章 2計画の位置づけ	年表記載の法律、＜2計画の位置づけ＞で言及されている法律、計画など、どのような整理がされているのか？「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」は年表に記載があるが、＜計画の位置づけ＞では言及がない。同法では国・地方公共団体の責務について記述があるので、日進市としても取り組んでいく必要がある。	計画の位置づけでは、記載の3つの法律の計画策定に関する条項を受けた計画であることを記載しております。「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」につきましては、市町村計画策定の条項はなく、本計画の位置づけには加えておりません。
3	4	第1章 2計画の位置づけ 図	4ページの上部の表、国は第5次男女共同参画基本法となっている。県も「あいち男女共同参画プラン2025」としてはどうか。	修正いたします。
4	5～35	第2章 1日進市の現状	統計に使用する年度は元号を使用するの か？県では、西暦表記の方が分かりやすい 場合は西暦を使用しているとお聞きしてい る。	西暦に修正いたします。
5	5～35	第2章 1日進市の現状	就業実態について、男女別の勤続年数や賃 金の比較、正規非正規の男女別割合、な どの統計も必要ではないか。	本市における男女別雇用形態のグラフを追 加いたします。
6	5～35	第2章 1日進市の現状	政策決定への女性の参画の視点から、市役 所内での管理職の割合、学校における管理 職の割合、などの統計も必要ではないか。	市一般職員の管理職及び市内小中学校の管 理部門での女性の占める割合について、グ ラフを追加いたします。
7	5～35	第2章 1日進市の現状 指標からみる現状	データによって、日進市のみのもの、県、 国との比較があるものがある。どのような 整理か。例えば、7女性の年齢階級別就業 率の推移のグラフは、県、国との比較が あったほうがよいのでは。	全国・愛知県と傾向に差があるものを比較 しております。 ご指摘の図表9女性の年齢階級別就業率の 推移について、全国・愛知県のデータを追 加いたします。
8	17	第2章 図表18 女性の意見が市政に反映さ れていないと思う理由	図表18 女性の意見が市政に反映されてい ないと思う理由の傾向を見ていますが、総 数があまりにも少ない。20～29歳代の女 性は2人、男性は5人であり、これを持って 本市の傾向とするにはいかがなものかと思 います。市民意識調査において、この項目 の回答数が少なかったのかもしれませんが、 それであれば補完調査をすべきではなかつ たかと思えます。	【性・年代別】のサンプル数が少ないです が、その旨記載し、このままとさせていた だきます。
9	22 37	第2章 図表23 女性が就業することにつ いて 第3章 2日進市の課題 女性の職業生活のための意 識の改革・行動の変容	P22女性が就業することについて、意識調 査では「結婚・出産にかかわらず就業す るのがよい」が増えていることは書いてあ るが、実態はどうなのか、P37に「本市お いても、女性の年齢階級別就業率が増加 し、30歳代を底とするM字カーブが徐々 に浅くなってきており、出産や育児期に離 職する女性が少しずつ減少している状況に あります。」とは、書いてあるが、このこ とを、グラフなどで、一目でわかるよう にしてほしい。	22頁アンケート調査結果（10）女性が就 業することについて末尾に、9頁指標（7） 女性の年齢階級別就業率の推移図表9との 関連を記します。

10	38	第2章 2日進市の課題 意思決定過程への女性参画	p38 意思決定過程への女性参画 審議会などの女性登用率は、30.4%で低い ・・・必要です。特に小さなうちからの教育環境が重要です。 と追記する。	第2章2日進市の課題「意思決定過程への女性参画」8～9行目を下線部のとおり修正いたします。 「～SDGsに言及されている女性・女児のエンパワーメントを達成するために必要不可欠であり、積極的な機会の確保や、固定的役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）が女性や女児に不利に働かないための啓発等行い、性別にかかわらず意思決定に参画できる環境～」
11	38	第2章 2日進市の課題 コロナ禍のジェンダー格差への影響	コロナ禍について言及があるのはとても良い。さらに、女性の自殺率が上昇していること、解雇増加問題への言及も必要では？	38頁第2章2日進市の課題コロナ禍のジェンダー格差の影響7行目に下線部を追加します。 「～本市の女性たちにも、生活面、就労面で影響したものと～」
12	44 ・49・ 50	第3章 3横断的な視点 無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）からの解放 第4章 基本目標Ⅰ ②男女共同参画社会の実現に向けた、性別に対する固定的な意識の解消 ③教育・学習活動における男女平等の視点の確保と推進	市民調査の結果で、子育てについて『無意識に性別に対し固定的にイメージを抱いていることがわかる』とあるが、実際に、子育て中の若い世代と話していても、男女平等の概念はわかっているが、無意識に男の子、女の子で区別するような育て方をしている方も多い。 保育や、学校教育の場面で、子どもたちに啓発することも大事ですが、子どもたちと同時に、保護者への啓発の機会がもっと必要です。	ジェンダーに対する無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）の解消については、第2章2日進市の課題に記載しましたとおり、保護者を含めた大人の理解が必要と考えているため、周知・啓発を進めてまいります。
13	45	第3章 3横断的な視点 ダイバーシティ&インクルージョン	横断的視点として「ダイバーシティ&インクルージョン」とあります。総合計画にも意見をしましたが、この言葉は一般的ではなく「男女平等&多様性の尊重」でよいのではと考えます。めざす社会を表すのなら「ダイバーシティ社会の実現」でもよいと思いますが、いまだ女性の社会的課題が解決されていない状況がある中、「男女平等」という言葉をしっかり入れ込んで欲しいです。	計画名「男女平等推進プラン」のとおり、本計画は男女平等を進めていくものです。ジェンダー平等を進め、多様性を包摂したインクルーシブな社会を目指すための視点として「ダイバーシティ&インクルージョン」（多様性の包摂）を設定しており、このままとさせていただきます。
14	48～63	第4章	コロナ禍については第2章で言及があるが、それに即した施策はあるのか？	コロナ対応の具体的施策は記載していませんが、38頁第2章2日進市の課題に記載しましたとおり、コロナ禍という非常時に、平常時のジェンダー諸課題が顕在化・深刻化したと捉えておりますので、本計画を推進するなどし、ジェンダー平等を達成することが必要と考えます。
15	48～69	第4章	「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」では国・地方公共団体の責務について記述がある。これに即した具体的施策は含まれているか？	「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」の具体的施策として明記したものはございませんが、本計画の推進、特に基本目標Ⅱ-②地域活動・市民活動等の場における男女平等の推進が、つながりのある施策と考えております。

16	49	第4章 基本目標Ⅰ ②男女共同参画社会の実現に向けた、性別に対する固定的な意識の解消	日進市では、2007年に「男女平等推進条例」が制定されましたが、他市町村のような「共同参画」という言葉ではなく、「男女平等推進」という条例で、市民、誰にでも分かりやすい素晴らしい条例です。その条例の基本理念に基づいた今回のプランも、全体的な課題を網羅し、良いプランになっているところは評価が高いと思う。しかし、男女平等推進の市民への周知、啓発については、まだまだ不足している。ここ数年は、行政主催の男女平等推進に特化したイベントもなく（コロナとは関係なく）市民活動祭の一部に組み入れられていること、またそのイベントに対しても予算が少なくなってきた。今回、プラン制定後は、広く一般の市民に周知、啓発できるような講座やイベント等、予算をきちんと計上して計画してほしい。	平成28年度からは「にしんわいわいフェスティバル」を開催し、市民との協働を図りながら、ジェンダー平等・男女共同参画のテーマだけでなく、他テーマとの交流も行われ、市民自治活動の啓発と協働によるまちづくりを着実に推進していると考えております。 第5章1計画の推進体制に記載しましたとおり、男女共同参画社会の実現は、行政だけでなく、市民の皆様と協働し進めていくものと考えております。市民活動団体等と協働し、講座や啓発を行い、本計画を推進してまいりたいと考えます。多くの関係団体の皆様に協働いただけるよう努めてまいります。
17	49	第4章 基本目標Ⅰ ②男女共同参画社会の実現に向けた、性別に対する固定的な意識の解消	現在は「にぎわい交流館」に男女平等図書コーナーがありますが、一部の人しか目に触れません。ぜひ市図書館に常設コーナーを設置してください。	記載のとおり、常設ではありませんが、男女共同参画週間等に合わせて、関連図書の紹介ができるよう、図書館と連携してまいります。
18	50	第4章 基本目標Ⅰ ③教育・学習活動における男女平等の視点の確保と推進	「教育への配慮で小中学校における性別に偏った慣行等を見直します」とあります。中学校の制服を男女で分けるのではなく、どちらでも選択できるようにしてください。または、制服を「標準服」として、希望すれば私服（またはジャージ）で登校することもできるようにしてください。特別な許可が必要ではなく、子どもたちが「今日は風が強いからパンツ」「今日はスカートの気分」など自由に選択できるようにしてください。 今冬はとても寒く、女子中学生がコート・マフラー・手袋の防寒なのにスカートで通学しているのを見てかわいそうになりました。学校も保護者もこれが変だと思わないのは無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）なのでは。	制服の見直しについては、近隣市町の状況を考慮しつつ検討してまいります。
19	50	基本目標Ⅰ ③教育・学習活動における男女平等の視点の確保と推進	日進市の公立中学校の制服を、男女差の少ないデザインへの更新を希望します。隣接する名古屋市なども、次々と新しい制服に変更されているようです。日進市でもすでに計画はありますか？まだでしたらぜひ早く計画して下さい。男の子に詰め襟学生服、女の子にセーラー服（スカート）を強制するのは性差別的で、時代に合わないと思います。	制服の見直しについては、近隣市町の状況を考慮しつつ検討してまいります。
20	50	第4章 基本目標Ⅰ ③教育・学習活動における男女平等の視点の確保と推進	市内小学校で男女混合名簿にしていない学校があることを審議会で聞きました。その後改善されたのでしょうか。常に各校の実態把握をしてください。	男女混合名簿の実施については、今年度より、全小中学校で実施しております。実施状況については、本計画の年次報告にて把握してまいります。

21	50	第4章 目標Ⅰ ③教育・学習活動における男女平等の視点の確保と推進	P50にある、「小中学校における男女混合名簿の作成・使用を継続するとともに、性別に偏った慣行等を見直します。また、児童・生徒が性別に関わらず自身の個性や能力を活かすことができるよう、自らの将来のあり方について考える機会を作ります。」にあるように、男女混合名簿は、いまだ実現していない中学校もあるようなので、一刻もはやく実現してほしい。そのため、「令和3年4月まで」など、具体的な期限を明記してほしい。 名簿は、教育現場で、自然に子どもたちの心に染み込んでしまう、アンコンシャス・バイアスなので、一刻も早く改善してほしいので、そのための方策も強化してほしい。	男女混合名簿については、全小中学校で作成しております。 体育の授業など、便宜上男女を区別して運用する必要がある場面もありますので、具体的な運用については場面や状況に応じて使用しております。
22	50	第4章 基本目標Ⅰ ③教育・学習活動における男女平等の視点の確保と推進	公立保育園に子どもを通わせていますが、女性保育士さんは結婚するときちゃんと名字を変え園児たちに周知します。女性が名字を変えるのが当たり前という刷り込みにならないような教え方を心がけてください。	結婚後の姓の変更は本人の判断による場所ですが、無意識の思い込みがないよう、研修等を通し、ジェンダー平等の理解を促進します。
23	51	第4章 基本目標Ⅰ ④多様な性や生き方への理解促進	市役所職員だけでなく、教職員の研修をぜひ実施していただきたい。	性の多様性に関する情報を教職員に向けて発信したり、人権・男女共同参画研究事業内で性の多様性に関する職員研修に対応できる旨働きかけるなどし、性の多様性や性的マイノリティの理解を促進していきます。
24	51	第4章 基本目標Ⅰ ④多様な性や生き方への理解促進	豊明市が「LGBTともにいきる宣言」をして同性パートナーシップ証明制度を導入しました。本市もせめて「導入に努める」という文言が入れられないでしょうか。市内には性的マイノリティとして生きづらさを抱えた方がたくさん存在しています。10年計画ですから、ぜひ前向きな姿勢をみせていただきたいです。	性的マイノリティ関連施策については、パートナーシップ証明制度を含め、現在、他市町等と情報交換等を行っており、他自治体の動向等も注視しつつ、「導入に努める」とは記載しませんが、中間改訂を見据え、まずは調査研究を進めてまいりたいと考えております。
25	51	第4章 基本目標Ⅰ ④多様な性や生き方への理解促進	市が行うアンケート調査等の性別の聞き取りや選択肢のあり方についてガイドラインを作成し、庁舎内で認識を共有する必要がある。	実施してまいります。
26	51	第4章 基本目標Ⅰ ④多様な性や生き方への理解促進	A 理解促進、B 相談先の確保だけではなく、C 生活上の配慮を具体的に行っていく取組が必要。学校生活、災害時の避難生活など、生活のしづらさを軽減する配慮を具体的に行っていく。	様々な場面での「生活上の配慮」項目については、今後検討してまいります。
27	51	第4章 基本目標Ⅰ ④多様な性や生き方への理解促進	「性の多様性や性的マイノリティ（LGBT等）への理解を…」を「SOGI（性的指向と性自認）の考え方と性的マイノリティ（LGBT等）への理解を…」に直す。この両方を同時に理解促進することが重要。	基本目標Ⅰ-④リード文1～2行目に下線部を追加いたします。 「～多様な性のあり方（SOGIの考え方等）」について理解を促進し、～」併せて、SOGIの用語解説を追加します。

28	52・65	基本目標Ⅱ ①政策・方針決定の場における男女平等の推進 数値目標	このプランへの市民協働課の尽力に、敬意を表します。市議会における女性議員の比率が高めなのにもかかわらず、市政における女性の存在感が薄いのは、なぜでしょうか。それは、多分、市職員に占める女性、特に役職者の比率が低いことが影響していると思います。クワーター制を参考にし、女性の比率に数値目標を置き、年次を定めて実行することが肝心です。	本計画において、「市一般職員の管理職（主幹級）以上のうち女性の占める割合」を年次設定をした数値目標として設定しております。 また、「女性職員の活躍の推進に関する日進市特定事業主行動計画」を策定し、全ての職員が、性別にかかわらず互いを尊重しながら、その個性と能力を十分に発揮できる職場の実現を目指しています。
29	52	第4章 基本目標Ⅱ ①政策・方針決定の場における男女平等の推進	審議会等の女性登用率については市の現状を深刻に受け止めていただきたい。原則女性を半数として、やむを得ない場合は考慮するという事で役所内の意識を変える必要があると思います。指標もせめて40%としてほしいです。	2025年中間指標35パーセントをステップと考え、2030年目標40%に修正します。
30	53	第4章 基本目標Ⅱ ②地域活動・市民活動等の場における男女平等の推進	自治会長レベルと異なり、市内19の行政区長の女性の人数はおそらく少ない状況にあると思います。区長会で次期の選出時の女性登用を呼びかけるとか、具体的な取り組みが必要です。文言を「具体的な働きかけをします」とすることを求めます。	任意団体である区に対する働きかけであるため、現在の表現としますが、代表・役員等への女性参画について呼びかけるなどの働きかけを行ってまいります。
31	53	第4章 基本目標Ⅱ ②地域活動・市民活動等の場における男女平等の推進	家庭教育活動におけるジェンダー平等の推進について 小学校のPTA会長は男性、母親代表は女性というのを変えた方が良いと思います。会長・副会長にして、どちらかが男性、もう片方を女性にしてください。	PTAの代表者のあり方についてはPTA組織自身が決定しているものです。市で変更できるものではありませんので、代表や役員への女性の参画についての働きかけについて記載をしております。
32	58～59	第4章 基本目標Ⅳ ①女性の生涯にわたる健康づくりの支援	「女性の生涯にわたる健康づくりの支援」ですが、近年、核家族が増え、男性の育児休暇取得率もまだまだ低い中、特に産後、母親一人でのワンオペ育児になっている家庭が多い。 また、男性の意識の中に育児(特に産後の乳児育児)を、『お金を支払ってまで他人に支援を求めるべきではない』『育児は母親の仕事』という考えがあり、母親の体調がすぐれない時も、支援を受けずに頑張ってしまう母親がいるという現実もあります。行政による産後の育児・家事支援を、資金面も含めてもっと充実させてほしい。	産後の育児・家事支援については専任の母子コーディネーターが産後の育児や産婦の相談にのり、必要な支援を紹介しています。市では安心して出産・育児ができる体制を整えるために、妊娠中から子育て期まで継続して相談をすることができる子育て支援包括支援センター「ひよこテラス」を設置し、随時相談できる体制を整えています。 また、本計画に記載のとおり、父親の意識や経験づくりを進め、家事・育児への参画を促進できるよう努めます。
33	58	第4章 基本目標Ⅳ ①女性の生涯にわたる健康づくりの支援	出産後の家事援助は含まれているか？	産後ケアは医療機関や居宅で助産師や保健師による授乳相談や育児指導、産婦の健康管理等を行っています。また家事支援については養育支援訪問事業を利用し、必要な人に対して支援していきます。
34	58	第4章 基本目標Ⅳ ①女性の生涯にわたる健康づくりの支援	更年期の悩みに対応する相談窓口も設置の検討をしてほしいです。計画に入れ込む事は可能でしょうか。	更年期限定の相談窓口ではなく、健康相談としていつでも相談に応じています。本計画への記載はいたしません。
35	59	第4章	「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」に即した内容となっているか？	「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」については念頭に置き、本計画を策定しております。

36	61	第4章 基本目標Ⅳ ③ 防災・復興分野での男女 共同参画の推進	令和2年5月の防災基本計画修正を踏まえ、日進市地域防災計画の修正案にも男女共同参画センターの役割の明確化が示されている。今後、災害時において「男女共同参画センター」の役割が大きくなることが予想され、その必要性は大きい。センターの設置により平常時の男女共同参画の推進も大きく期待できる。設置について本計画に位置づけが必要ではないか。	本市における男女共同参画センターの設置予定がないため、計画には記載いたしません。
37	61	第4章 基本目標Ⅳ ③ 防災・復興分野での男女 共同参画の推進	「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～」：内閣府の根拠として令和2年5月の防災基本計画修正において、女性の視点による災害対応力の強化を図るための取り組みの推進や男女共同参画センターの役割の明確化が新設されたことを明記したほうがよい。	基本目標Ⅳ-③リード文3行目に下線部を追加いたします。 「～女性を含めた少数派の意見を入れられるよう、 <u>庁内の連携を密に取るなどし、男女共同参画～</u> 」
38	61	第4章 基本目標Ⅳ ③ 防災・復興分野での男女 共同参画の推進	B ジェンダー平等の視点を取り入れた避難生活への支援に「性的マイノリティへの配慮の視点をもちます」等と追加。	いかなるときも一人ひとりの人間の尊厳、安全を守ることは重要です。非常時における性的マイノリティへの配慮の視点は、51頁目標Ⅰ「④多様な性や生き方への理解促進」に含むものとしております。
39	61	第4章 基本目標Ⅳ ③ 防災・復興分野での男女 共同参画の推進	p61 ③ 防災・復興分野での男女共同参画の推進 A 指標 自主防災組織における女性防災リーダーの育成率 自主防災組織だけでなく女性リーダーの市全体のネットワークを作り、課題解決を話し合う組織を新設する。	自主防災組織だけでなく、企業、事業所、各種団体等における女性防災リーダーの育成を推進します。
40	61	第4章 基本目標Ⅳ ③ 防災・復興分野での男女 共同参画の推進	女性防災リーダーは研修終了後、地域で十分に活動できていない実態があります。担当課と相談の上、しっかりした体制づくりを求めます。	区・自治会、自主防災組織と連携して、地域で活動できるよう、体制づくりに努めます。
41	61	第4章	「災害対応を強化する女性の視点」に即した内容となっている点は良いと思った。	ありがとうございます。
42	62～63	第4章 DV防止法市町村基本計画 (基本目標Ⅴ)	デートDV啓発対策は含まれているか？	デートDVについても、啓発対象として含んでおります。
43	62～63	第4章 DV防止法市町村基本計画 (基本目標Ⅴ)	DV加害者支援プログラムは含まれているか・	加害者への言及は含んでおりません。

44	62～63	第4章 DV防止法市町村基本計画 (基本目標V)	「DV防止と被害者支援計画」ですが、アンケートでは、「相談しない」という人の割合が高いという状況ですが、DVについての啓発がもっと必要、DVの正しい知識の啓発と被害者への対応の充実が必要。日進市には民間も含めてシェルターがない、市営住宅もないので、夜間、土日に、被害を受けて相談したい、配偶者から逃げたい時に、行政がどのように対応するのか、その仕組みがしっかりしていないと聞いています。緊急時の支援の体制の充実も必要だと思う。 また、近年、若い世代の「デートDV」も問題になってきており、日進市には高校や大学も多く、学校と連携して若い世代への啓発をする機会を作ってほしい。	DV被害者支援につきましては、国の法改正等動向を注視しつつ、県女性相談センター等の公的機関や民間DV被害者支援団体等との連携体制を構築してまいります。 また、若年層への啓発につきましては、現行プランのもと、高校にデートDVの講座を実施した実績がございますので、「出前講座」の名称は記載しませんが、「デートDV」の文言を加え、今後もデートDVについての理解促進の啓発が実施できるよう高校側への働きかけ等行ってまいります。
45	62	第4章 基本目標V ①DV等の防止に関する理解促進	ぜひ市内高校での「デートDV」講座を実現してほしいです。優秀なアドバイザーもいますので、市の出前講座として計画にしてください。	現行プランのもと、市内高校にデートDVの講座を実施した実績がございますので、「出前講座」の名称は記載しませんが、「デートDV」の文言を加え、今後もデートDVについての理解促進の啓発が実施できるよう高校側への働きかけ等行ってまいります。
46	65	第4章 数値目標	表の目標値はできるかぎり35%にする	指標につきましては、個別の状況に合わせて、設定しております。
47	67	第4章 数値目標	市男性職員の育児休業取得率について目標値の設定にやる気を感じません。「最低1週間」と義務化すれば100%にできると思います。そして、希望者には規定期間を利用できるように啓発してください。	育児休業の取得については、当事者の意向を最大限尊重すべきものであり、取得を義務化することはできません。しかし、本市男性職員における育児休業取得率は依然として低いものになっており、育児休業を取得しやすい環境整備や、制度の周知方法などについて見直し、取得を促進していく必要があると考えます。
48	67	第4章 数値目標	市男性職員の育児休業取得率は長年取り組みながら一向に上がりません。根本的解決が必要です。	引き続き育児休業を取得しやすい環境を整備していくとともに、制度の周知方法などについて見直すことが必要と考えています。
49	全体		全体的に言えることだが、第2次男女平等推進プランで、実際行ってきたどのような施策で、どういった変化があったのかわからない。第2次プランのどこが不十分だったか、あたらしくどういう視点を組み入れたか、わかるようにしてほしい。	1頁第1章1「計画の背景」5行目と6行目の間に、下線部を追加いたします。 「～男女共同参画施策に取り組んできました。 <u>しかしながら、市民の意識に一定の変化はあったものの、あらゆる分野での男女平等感などは数値目標を達成するには至りませんでした。また、国が掲げる「2020年30%」目標に及ばない項目がある中で、指導的地位の女性割合の増加など、男女共同参画社会の実現に向けた兆しが見えた分野もあります。</u> <u>今後も2030年に向けて、更なる取り組みを進めていく必要がありますが、2021年（令和3年）3月に第2次プランの計画期間が終了することから、～」</u>

50	全体		<p>P17にある、「女性の意見が市政に反映されていないと思う理由」として1番多いのが、「市議会や行政など、政策方針決定の場に女性が少ないから」とあるが、P38に現在の登用率が県や国と比較して記載があり、この課題に対しての目標値はP52にあり、わかりにくく、1つの課題にたいして、市民意識・現況・目標・具体的施策が通して読めるように書いてほしい。この課題だけでなく、他の課題についても同じことがいえる。</p> <p>本計画は、「日進市の現状と課題」を受け「プランの基本的な考え方」を示し、「施策内容」まとめて、整理しております。現状と基本目標等が通して分かるよう概要版を作成いたしますので、そちらもご覧ください。</p>
----	----	--	---